

家事労働者過労死問題と取り組みの意義

佐藤 学 総合サポートユニオン

《報告要旨》

2015年春、Aさん(女性・当時68歳)は、認知症を患う寝たきりの高齢者(介護保険上最も重い要介護5)のいる個人宅にて、介護及び家事業務を住み込みで行なっていました。Aさんは、そこで1週間・24時間労働をした後に、心臓疾患を発症し過労死しました。

Aさんの遺族は、Aさんの過労死は労災であると考え、国へ労災申請をしましたが、国は、Aさんが労働基準法116条2項にある「家事使用人」に該当するため、労働基準法や労災保険の適用除外となるとし、Aさんの死を過労死だと認定しませんでした。国の判断を不服とした遺族は、国に対して労災不支給決定の取り消しを求め、2020年3月に東京地裁へ提訴しましたが、2022年9月29日に出た判決は、遺族側のほぼ全面的な敗訴となりました。

私たち総合サポートユニオンは遺族から相談を受け、様々な支援者・支援団体と連携し、裁判傍聴や社会発信、国への要請行動などの遺族支援を行ってきました。その結果、地裁判決は敗訴になりましたが、2022年10月には、当時の厚労大臣が60年ぶりに家事労働者の実態調査を国が行うとともに、法改正の可能性を示唆するに至りました。そして、2023年8月には国の行った調査からも家事労働者の過酷な労働実態が明らかになり、また、2024年2月には、家事労働者の適正な就業環境の確保等に関する「ガイドライン」も国が公表するに至りました。このように、現行法という高い壁がある中で、ご遺族や様々な支援者と共に問題を可視化することで、社会が変化し始めています。

家事サービス業界は、近年共働き世帯の増加、少子高齢化、社会保障の削減等の影響から急拡大しており、Aさんのような過労死は今後さらに拡大しかねません。現在、裁判は東京高裁で争われ、今年の秋頃に判決が出る予定です。今夏の過労死防止学会にて、本裁判の問題やそれへの取り組みの意義を多くの過労死をなくしたいと考え行動する皆様と共有・検討できたらと考えています。

※家事代行サービス 急拡大の陰で...(2023年8月22日のNHKクローズアップ現代などでも特集されました)

<https://www.nhk.or.jp/gendai/articles/4813/>

---

[2024-07-12版]